

第438回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 錄

1 日時 令和7年8月26日（火）午前10時00分から午前10時36分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎1階 共用第3会議室

3 出席者（五十音順）

公益代表委員 加藤香織、高井文子、芳野直子
(欠席 赤羽淳、大田博樹)

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也、平山純子、山川眞一
(欠席 佐俣光男)

使用者代表委員 粟原敏郎、白土博子、関口明彦、長谷川幹男、山本弘

4 議題

（1）神奈川県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について

（2）その他

【事務局：賃金室長】

時間となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の出席状況を確認させていただきます。15名の委員のうち、12名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

赤羽委員、大田委員、佐俣委員からは、あらかじめ欠席の連絡をいただいております。

本審議会は公開されることとしております。傍聴人は2名です。

傍聴人の方は公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなどの円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本日は赤羽会長が欠席ですので、この後の議事進行については、高井会長代理にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【会長代理】

皆様、おはようございます。会長代理の高井でございます。それではただいまから第438回神奈川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議事録の確認は

私と

労働者側は、阿部委員

使用者側は、関口委員

にお願いしたいと思います。

それでは早速、議題1の神奈川県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について、審議に入りたいと思います。

事務局は説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

はい。神奈川県最低賃金の改正につきまして、8月8日に時間額1,225円とすることで結審し、答申を頂いたところであります。

異議申出の公示を昨日まで行ったところ、資料のとおり神奈川県労働組合総連合ほか4団体から異議の申出がありました。

つきましては本日まず局長から諮問させていただきます。

【局長】

それでは諮問させていただきます。よろしくお願いします。

〈 局長から会長代理へ諮問文を手交 〉

【会長代理】

それでは事務局は読み上げてください。

【事務局：賃金室長】

＜ 諒問文を読み上げ ＞

【会長代理】

それでは、各団体からの異議申出について事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

お配りしています資料の、青いタブの、1の（1）から（5）までが異議の内容となっています。順番に説明いたします。

まず青いタブの1の（1）、神奈川県労働組合総連合の異議申出で、今年度の神奈川県最低賃金の1間額1,225円とする改正は不十分であり、さらなる引上げを行うよう再審議を求めるとともに、全国一律制度を含めた、最賃額の基本格差の是正のために中央最低賃金審議会などへ要望書の提出を求める、というものです。

その理由としては第1に、最低賃金法が高騰しつつある生計費を充足していないということで、物価上昇によって低賃金労働者の生活が苦しくなっていくため、最低賃金の大幅引上げを求めるということ、第2に、今年度の中央最低賃金審議会の目安額がAランクをCランクが1円上回ったのは地方間格差の是正が重要な課題であること、第3に、最低賃金制度をより良い制度にするための議論が今後は必要であること、という内容となっております。

1の（2）、ユーヨープ労働組合の異議申出です。異議の内容の要旨は、最低賃金額のさらなる引上げを行うよう再審議を求めているというものです。

異議の理由として、本年の1,225円という神奈川県最低賃金の改定額については、昨年に引き続き過去最高の引上げ額である、そのこと自体は評価できるものの、物価高騰の水準には及んでいないこと、また世界の最賃制度は多くの国が全国一律であるにもかかわらず、日本は地域別であり、水準で大きく後れをとっていること、また独自に行った調査結果から全国一律の最低賃金制度を共有後、最低賃金の時間額1,500円以上への改定が必要である、というものです。また、神奈川県は最低賃金改定の影響率が高い水準であるなど、今回の改定額が物価上昇分に相殺されてしまい神奈川県内の多くの労働者の生活改善にならない、加えて中小企業・小規事業者の賃金向上推進5か年計画の着実な実行を求める、という内容となっております。

1の（3）、神奈川県タクシー協会からの異議申出です。異議の内容の要旨は、今回の答申について、現状の賃金の支払能力を踏まえると極めて厳しい結果であり、賃金引上げの必要性は理解しているものの、健全な企

業経営が危ぶまれているというものとなっております。

申出の理由として、タクシー運賃は公定価格であり、改定に一定期間を要するため早期に価格転嫁ができるような働きかけをして欲しいこと、また、発効日についても公定価格であることを踏まえ再考願いたいこと、隣接地域との格差の改善にならない改正額の価格設定となっていることが挙げられております。神奈川県のタクシー業界において、東京と大きな売上差があるのに、最賃額が1円しか変わらない状況については納得できない、という御意見となっております。タクシー業界の厳しい現状を理解し、最低賃金の改正に当たっては慎重な判断をお願いしたい、というものとなっております。

1の(4)、湘南地域労働組合総連合からの異議申出です。県内の生計費を明らかにした上で審議を行なうこと、それから中小企業の支援を強く求めるという内容となっております。63円引き上げて1,225円という金額は過去最高であるものの、政府目標である2020年代に1,500円を実現する具体的な道筋が見えていない、最賃近傍労働者が多いにもかかわらず、労働者の生活の安定に必要な生計費に係る議論が不十分である、昨年の徳島県の例を挙げて、中小企業・小規模事業者に対する支援等をすべき、という内容となっております。

1の(5)、非正規春闘実行委員会、運営元は全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部からの異議申出です。異議の内容の要旨は、今回の答申内容は最低賃金法第1条に照らすと不十分であること、中小企業支援の議論を深めること、全国一律最低賃金制度を目指し神奈川県最低賃金を1,500円以上とすべき、というものです。

申出の理由として、今回の答申では生活費が十分に考慮されておらず、最低賃金近傍で働く労働者の現状が反映されていないこと、及び官公需において最低賃金の上昇分をそのまま賃金に反映させる最低賃金スライドの実現について政府への要望を求めるここと、及び最低賃金審議会の全面公開を求める、という内容となっております。

以上となります。

【会長代理】

それでは審議に入りたいと思います。

今回5件の申出がございましたけれども、労使それぞれから御意見をお願いしたいと思います。それではまず、労側からのお立場で何かございましたらお願いしたいと思います。

【阿部委員】

労側からの意見ですが、今回5件の異議申出がなされているという状況

ですが、まず結論的に申し上げますと、申出を頂きましたが、前回の答申のとおりの形を維持するべきだと主張したいと思います。

ただ、感想を言わせていただきますと、今回5件ほど異議頂いたうちの、一つ目の資料番号1（1）神奈川県労働組合総連合議長様から頂いた申出書にもある、3点の理由については、この審議の中で私どもが労働側として主張してきた方向性と大きく変わるものではありません。

やはり生計費をしっかりと重視していくことに立脚した方針であるべきだというスタンス、それをしっかりと支えるには企業の健全な経営があるべきだと、こういった支援策と賃金の上昇分とのパッケージでの求め方はもちろん、地方の審議会の中で審議できる内容を超えた部分であることも、十分に斟酌した上でとなります。こういったメッセージ性はやっぱり発信をしていくべきではないのかという点については、同意いたします。

異議をしっかりと受け止めていきながら、労働側としては、次年度以降も、声を出してまいります。

【会長代理】

ありがとうございました。

それでは続きまして使側の方からお願いしたいと思います。

【関口委員】

私からコメントさせていただきます。

何回も申し上げていることですが、最低賃金というのは法律で定められておりまして、その金額を守れなければ、その経営者が法違反に問われ、企業経営が続けられなくなる、最終的には働く場が失われてしまう、そういう重要な側面を持っているものです。

また一方で、一向に収まらない消費者物価高騰の中で、労働者の生活を確保することは社会的な大義でありまして、この審議会の場で何度も申し上げましたとおり、中小企業経営者も賃上げの必要性は十分に理解しているところです。

この二つの課題の中で、真摯な議論の末に至った結論でありまして、金額の異議への結論から言うと、今回の63円引上げについては、我々としては、間違いないものであると確信しています。

もう少々説明を加えますと、異議申出の中の、議論の詳細を明らかにせよという件は、いずれ議事録が出ると思いますが、簡単にこの場を借りて御紹介いたします。我々の理解として具体的に今回の目安額63円引上げについては、3要素のうちの生計費について、今年は去年にも増して時間をかけて多面的に分析をした結果、63円引上げという金額が提示されたことで、中小、特に零細企業の支払能力を超える額であるということは主

張させていただきました。

ただ一方で労働者側の皆さんも主張されるとおり、世界レベルで見ても、日本の最低賃金は低いレベルであり、政府より早期に1,500円へという方針が出され、国を挙げて取り組んでいかなければならない必要性を感じているところでございます。

こう考えた時に、今回の審議は過去2年の審議と同じような感じになりましたけれども、63円を下げるか、ではなく、いかに63円を実現できるか、1,500円という将来的な目標に向かうためにどのような方策が本当に必要なのか、そういう議論を集中的にした方がいいのではないかということを、我々が議論してきていた状況であったことを、まず御理解いただきたいです。

私も今回3年目になりますけれども、一昨年は議論の末、答申に「中小企業・小規模事業者の支援状況については審議会において継続的に報告を行い、公労使委員で共有を図る」という一文を入れていただきました。たしかこの時、労働側から、答申に毎年毎年同じ中小企業支援という文言が書かれているが、いったい何をどうやって支援しているのか全然わからないという御指摘がありまして我々も本当にそのとおりだと思って、そのことを要求させていただいたところ、実際に答申に書いていただきました。それからは、審議会の中で、どんなことをやられて、その結果として中小企業の補助金の申請がここまで出てきましたと、こういうことを報告いただけたようになりました。今年度も、今までの本審の中で報告いただいております。

また、昨年は、単年度でない中長期的な支援と、県・市町村を含む関係行政機関の連携、ということを我々は要求しまして、これはしっかりと答申に入れていただきました。

これらの取組が石破首相を動かしたのかわかりませんが、今年6月に皆さん御存じのとおり、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画が閣議決定されたことにより、正に単年度ではない、中長期的な計画そして支援が約束されたということでございまして、これは非常に大きな進歩であり、同時に、大いに期待をしているところでございます。

以上の状況の中で、我々使用者側としては、今回63円引上げという我々にとっては非常に厳しい金額を受け入れるに当たり、この賃金向上推進5か年計画が必ず実行されることを条件に、採決に臨んだわけあります。これらのことと、ぜひ御理解いただきたい。とにかく、一番大事なのは、神奈川の中小零細事業者が、迷いなく最賃を上げられるために引き続き行政の取組を保持しつつ、事業主として必要な補助を受けて、それを結

果的に賃金の上昇に結びつけていく、これが今年も来年も再来年も継続してできることが重要だろうと思います。これを実現するために、我々も一丸となって努力していきたいと思います。

加えてあと 2 点、1 点は昨年から申し上げていることですが、本当に困っている労働者、本当に困っている零細企業の事業者、これが、どこにどれ位いて、その人たちが何に対してどう困っているのか、各労働組合からの意見をそれぞれ聞くと、なるほど大変だな、という理解はしているのですが、ではそれをデータとしてどうなの、ということを事務局の方にもいろいろお願ひしたりもしましたが、なかなか十分なデータが出てこない状況です。我々経営者側も実際、中小企業の声を集めきれなかった力不足もあるのですが、この辺をぜひ、来年以降に向けてきちんととしたデータを持って、本当に困っている人たちを救う、それが最低賃金の趣旨だと思いますので、そこをもう少し明確にして、今後理解していく形に、ということを改めてお願ひしたいと思います。

最後の 1 点は発効日について、適切な発効日は一体いつなのか、無理して 10 月 1 日、10 月上旬、これが本当に全体として正しいことなのだろうか、という異論を呈しさせていただきました。今年度は、そこの部分についてはあまり十分な議論ができていないということで、答申の中には入れていただけませんでした。今回の各地の答申状況を見ると、例えば秋田は 3 月 31 日で今年 3 月ではなく来年 3 月で、引上げの金額も比率も神奈川よりワンステップ上なのですが、でも逆に言うとそこまで引き上げるなら、企業側だつていろいろ主張して、今年はもう一気に働き控えが増えてしまう、そのような議論があったのではないかと思います。11 月 16 日とか 12 月 1 日とか、比較的もっと早くできるかもしれないけれど、3 月 31 日に合わせて、そこはそれぞれどんな議論があったのかもう少し我々も情報を得て提供したいと思いますが、いずれにしても、こここの話は、それぞれの意見単独というよりは国レベルで全体をとおしていつが最適なのか、こういう議論を今後していただきたいと、こういう要望も我々経営者側としては訴えさせていただいております。

以上、このような議論がありましたので、我々としては全てをお願いした上で今年についてはこれでよいと考えます。来年以降についてはもっともっと、それぞれが納得できるような最賃の審議をしていきたいと、そういう議論を行ったことを御理解いただいて、この最低賃金 63 円引上げについて、今年については、御納得いただければ、と思っているところでございます。

以上となります。

【会長代理】

ありがとうございます。

公益委員含め、ほかの委員から何かございましたらお願ひいたします。

【各委員】 (意見なし)

【会長代理】

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただいま労使各側から御意見を頂きました。それを踏まえまして、まず、地方審議会の枠を超えた御意見については、労側からメッセージをきちんと伝える、使側からもあったと思いますけれども、そういった対応につきましては、こういった意見・要望があった事実を、中央最低賃金審議会に伝えていただきたいと思います。

その他の部分に関しましては、使側から、大変丁寧な御説明がございましたけれども、十分に今年も議論を重ねてきたところでありますので、結論としては、令和7年8月8日付け答申のとおりとするということしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】 (意見なし)

【会長代理】

はい、ありがとうございます。

それでは、本審議会は、神奈川県最低賃金の改正決定について、令和7年8月8日付け答申どおり、決定することが適当である、との答申を局長に行いたいと思います。

それでは、答申文案の用意をお願いします。

〈 各委員に答申案を配布 〉

【会長代理】

それでは、確認のために事務局で読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

〈 答申案を読み上げ 〉

【会長代理】

皆様この答申文案でよろしいでしょうか。

【各委員】 (異議なし)

【会長代理】

はい、ありがとうございます。

それではこれで局長に答申いたします。事務局は用意をお願いします。

【事務局：監察監督官】

それでは答申文の準備が整いましたので。

〈 会長代理へ答申文を準備 〉

＜ 各委員へ答申文の写しを配布 ＞

【会長代理】

よろしいでしょうか。それでは局長にお渡しいたします。

＜ 会長代理から局長へ答申文を手交 ＞

【事務局：監察監督官】

ここで、局長から御礼の御挨拶を申し上げます。

【労働局長】

委員の皆様方、本日は御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

神奈川県最低賃金につきましては、7月から、足掛け2か月間にわたり皆様に真摯に御審議いただきました。また本日は、異議申出に対する答申を頂きました。あらためて御礼申し上げます。

本日の審議経過を踏まえまして、私ども神奈川労働局といたしましては、10月4日の効力の発効に向けて、公示等の手続を円滑に進めてまいります。また、改定された最低賃金の積極的な周知に努め。その履行確保を図るとともに、業務改善助成金をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援策、相談窓口の周知、あるいは利用勧奨、加えまして適正な価格転嫁への取組につきまして、関係省庁・自治体などと、連携を密にいたしまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

皆様方にはこの後、特定最低賃金の御審議をお願いすることといたしておりますが、引き続き、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【会長代理】

それでは、異議申出につきましては、以上としたいと思います。

次の議題2の「その他」ですが、事務局で何かありますでしょうか。

【事務局：賃金室長】

関口委員からもお話しいただきましたが、全国の状況について説明させていただきます。青いタブで、今朝までの全国の答申状況が出ております。都道府県順になっております。先ほどもありましたように、昨日秋田で答申があり、発効日3月31日、今のところ上げ幅は秋田が最大です。最も高い最賃額は多分東京の1,226円で変わらないと思いますが、Cランクの局でまだ出でていないところが多いので、最も低い最賃額はまだ出でていません。引上げ額については、昨年の徳島のプラス84円まで達したというところはありません。先ほどもありましたが、発効日はだいぶばらついております。今年は目安が遅かったので、その分全体の審議自体が後ろ倒しになり、お盆を挟んでという局もあったので遅れがちではあるのですが、こ

これから 11 月とか 12 月とか 3 月とかの指定日発効も出てきます。来年からの審議では発効日について少し議論が出てくるかもしれないという感想を持っています。

それから資料の青いタブ 3 番、昨日、特定最賃のボイラー・一般機械について取下げ書が出されましたので、お付けしております。

それから資料 4 番、業務改善助成金について、申請数を年で見ると、738 件から 625 件へと減っているように見えますが、令和 7 年度 7 月末現在 219 件について、7 月末現在というところで比べると、令和 5 年度は 86 件、令和 6 年度は 104 件ですので、昨年に比べて倍増しており、令和 7 年度はもっと増えるのではなかろうかと見込んでおります。申請の要件も少し変わるものもあるかも知れませんが、申請自体は増える傾向にあると感じております。

それから別添とあります赤いタブは各種の資料を付けさせていただいている。御覧いただければと思います。

資料の 12 番は、昨年から作成している神奈川労働局独自のもので、県と政令市のものをピックアップして付けてあります。これも順次更新しないと古くなってしまいますので、企画課と連携して順次改正していくたいと考えております。私からは以上です。

【会長代理】

ただいま、いただきました説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

【各委員】 (意見なし)

【会長代理】

よろしいでしょうか。御質問はないということですので、以上で本日の議題についての審議を終了いたします。

事務局から連絡事項などあればお願ひします。

【事務局：賃金室長】

この後、第 1 回目の特別小委員会、予定では 13 時からとしておりましたが、11 時から始めたいと思いますので、それでよろしいですか。傍聬の方方がお見えになつたら始めたいと思いますので、11 時から、特別小委員会開始ということで委員の方はよろしくお願ひいたします。

【会長代理】

それでは、以上をもちまして、第 438 回神奈川地方最低賃金審議会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。